

林野火災予防情報のLアラートによる発信について

林野火災の発生及び拡大を未然に防止するため、「林野火災注意報」及び「林野火災警報」の運用が、3月1日から県内全ての消防本部で開始されます。

運用に当たり、住民の皆さまへ迅速かつ確実に情報を届ける方法として、「Lアラート（災害情報共有システム）」の「お知らせ機能（注意情報）」を活用した情報発信を行うこととしました。

報道機関の皆さまにおかれましては、本情報を受信されましたら、県民の皆さまへの注意喚起及び広報に御協力いただきますようお願いいたします。

1 林野火災注意報等の発令の背景と運用

林野火災の発生原因の多くは、たき火（野焼き）の不始末や火入れ、たばこのポイ捨てなど、人為的な要因が占めています。乾燥や強風など、気象条件が悪化した際に「火を使わない」、「火の取扱いに注意する」といった行動を住民の皆さまに促すことが効果的な予防策となります。

【参考】 県内消防本部における発令の運用

- ・令和8年1月1日施行（5）：登米、栗原、石巻、大崎、気仙沼・本吉
- ・令和8年3月1日施行（6）：仙台、名取、黒川、塩釜、あぶくま、仙南

2 新たな情報発信（Lアラートの活用）

発令された林野火災注意報等は、各市町村のホームページや防災行政無線等で広報されますが、これに加えて、各消防本部（局）が「Lアラート」により発信することで、報道機関にダイレクトに配信し、皆さまにこの情報を届けていただきたいと思いますと考えております。

3 Lアラートの運用開始日

令和8年3月1日（日）

4 Lアラートによる発信内容

- （1）情報識別区分：注意情報
- （2）見出し文例：「林野火災注意報 ○○市西部に発令」など
- （3）対象地域：原則市町村単位（気象庁の気象情報の発表区域に合わせ、同一の市町村内に東部・西部がある場合には、それぞれに注意報・警報が発令されます）